

規制改革実施計画（農業関係）

資料 2 - 2

1 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農協における独占禁止法に違反する行為への対応	農林水産省	<p>a 都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。</p> <p>b 全国組織がリーダーシップを発揮し、農協の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が「独占禁止法」に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。</p> <p>特に酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。</p> <p>c 公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。</p>	令和3年度措置、それ以降継続的に措置
	公正取引委員会	<p>d 酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。</p>	
若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題	農林水産省	<p>a 農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。</p> <p>b 全国レベルでの就農希望者のためのマッチング（例えば、移譲希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施）や関係機関による継承時のサポート（例えば、法的手続の支援）など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。</p> <p>c 経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。</p> <p>d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、過去比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。</p>	令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置
農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農林水産省	<p>地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。</p>	令和4年措置

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農協改革の着実な推進	農林水産省	<p>a 農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。</p> <p>① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。</p> <p>（i）自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める）</p> <p>（ii）中長期の収支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する）</p> <p>（iii）准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める）</p> <p>② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。</p> <p>③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。</p> <p>④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。</p> <p>b 全国組織において、農協が a の①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。</p> <p>c a の①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。</p>	令和3年度以降 順次措置

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農協改革の着実な推進	農林水産省 金融庁	<p>d JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。</p> <p>① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。</p> <p>② これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。</p> <p>③ その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。</p> <p>④ 農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。</p>	令和3年度以降 順次措置
	農林水産省	<p>e dの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。</p>	
農地利用の最適化の推進	農林水産省	<p>a 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。</p> <p>b 農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会等に関する法律に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。</p>	令和3年度措置
		<p>c 農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会（農業委員、推進委員）と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。</p>	令和4年度措置
		<p>d 令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状（令和元年末57.1%）の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。</p>	令和3年検討・ 結論、結論を得 次第順次措置

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農地利用の最適化の推進	農林水産省	e 所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。	措置済み
		f デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報（農地の権利移動）に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。	令和4年度措置
農地の違反転用の課題	農林水産省	a 違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。	令和3年度措置
		b aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期措置
		c 違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効果的な農地の監視方法を検討する。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置
農業用施設の建設に係る規制の見直し	農林水産省	a 新たな食料・農業・農村基本計画に沿って行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手続のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。 なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。	令和3年上期結論、令和3年度措置（施設の対象の周知については令和4年度措置）
		b 農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。	令和3年度措置
トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	国土交通省	a 農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。	令和3年度措置
	農林水産省 国土交通省	b 特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不必要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないよう、周知徹底する。 c オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。	

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農産物検査規格の見直し	農林水産省 消費者庁	a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。	措置済み
	農林水産省	b 農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（新方式）が可能となるよう、標準抽出方法を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。 c 農林水産省は、農産物検査法施行規則を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。	令和3年度上期措置
		d 余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。 e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。	令和3年度措置
		f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置
		g 水稻うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。	令和3年以降継続的に措置
	農林水産省 消費者庁	h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。	
	農林水産省	i 計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。	令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置
		j 水稻うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。	令和4年度上期措置
		k 穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。	令和5年度上期措置

項 目		所 管	主 な 内 容	実施時期
農産物検査規格の見直し		農林水産省	<p>l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。</p> <p>m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。</p>	継続的に措置
畜産業に関する規制改革	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	農林水産省	<p>a 都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。</p> <p>b 酪農家が自由な取引を萎縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。</p> <p>c 生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。</p>	令和3年度措置
	畜産の遠隔診療	農林水産省	<p>a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を发出する。</p> <p>b 通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p> <p>c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。</p>	令和3年措置 令和4年措置 令和3年措置
畜舎に関する規制の見直し		農林水産省 国土交通省	<p>a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく制度（新制度）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。</p>	措置済み
			<p>b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。</p> <p>c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。</p> <p>d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。</p>	令和4年措置

項目	所管	主な内容	実施時期
畜舎に関する規制の見直し	農林水産省 国土交通省	e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。 f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。	令和4年措置
	総務省 農林水産省	g 畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。	
ドローンに関する規制改革	国土交通省	a 様々な産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、令和3年夏までに一定の条件下での緩和を目指す。	令和3年度上期措置
	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 農林水産省 国土交通省 防衛省 環境省	b 飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法（昭和27年法律第231号）関係の各種申請システム間の機能連携を実現するところ、さらに、 ①航空法や電波法（昭和25年法律第131号）に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。 ②その他の各種法令手続も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。	令和4年度措置

2 グリーン（再生可能エネルギー等）

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省	2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置
営農型発電設備の推進に向けた要件緩和	農林水産省	荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収8割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断するよう、措置を講ずる。	措置済み
営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化	農林水産省	金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。	措置済み
営農型発電設備の設置における地上権・賃貸借許可の取扱い	農林水産省	事業者の負担を軽減する観点から、営農型発電設備の設置において、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可申請書の添付書類は同法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることを通知で明確化する。	措置済み
その他、営農型発電設備の取扱いの明確化	農林水産省	申請書類や許可基準をできる限り統一するために、都道府県知事等に対して、各都道府県での審査基準の統一的な取扱いや必要な申請書類以上を過度に求めないよう周知する。また、営農計画書における農作物の記載方法やその取扱いについて改めて周知する。	措置済み
再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化	農林水産省	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を発出する。	措置済み
農用地区域内の非農地の活用	農林水産省	非農地判断されても、農用地区域から除外されない限り、用途・開発に制限があるため、除外手続の円滑化を図るために、非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化する。	措置済み
再生利用可能な荒廃農地の活用	農林水産省	農山漁村再生可能エネルギー法（平成25年法律第81号）の対象となる「再生可能な荒廃農地」の3条件（①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし）を「③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないこと」のみで対象にできるように要件を緩和する。ただし、モラルハザード防止の措置を併せて盛り込む。	令和3年7月措置

項 目	所 管	主 な 内 容	実施時期
農振除外や農地転用等の手続の迅速化	農林水産省	関係機関の連携による複数手続（例：農振除外と農地転用）の同時並行処理の徹底等を通知で周知する。	措置済み
農地所有適格法人制度の事業要件における営農型発電設備等の位置付けの明確化	農林水産省	農業と一体的に行われる営農型発電事業、バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給事業について、農地所有適格法人の関連事業に該当する旨を明確化する。	措置済み
農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱いの明確化	農林水産省	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについて、同農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地であるかどうか、また同施設が新設か既設かに場合分けをし、農地転用に当たるかどうかを明確化する。	措置済み
水上太陽光発電の普及に向けた農業用ため池の活用	農林水産省	農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、水上太陽光発電設備を設置する上での留意点について、ため池管理保全法（平成31年法律第17号）に基づき事務の参考資料や地方公共団体への技術的助言として示すことを検討する。	令和3年度上期 検討・結論・措置
「相乗り発電」の積極的な導入支援	国土交通省 農林水産省	既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」について、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、積極的に周知する。	令和3年度上期 措置